

# 市税の概要

平成28年度版

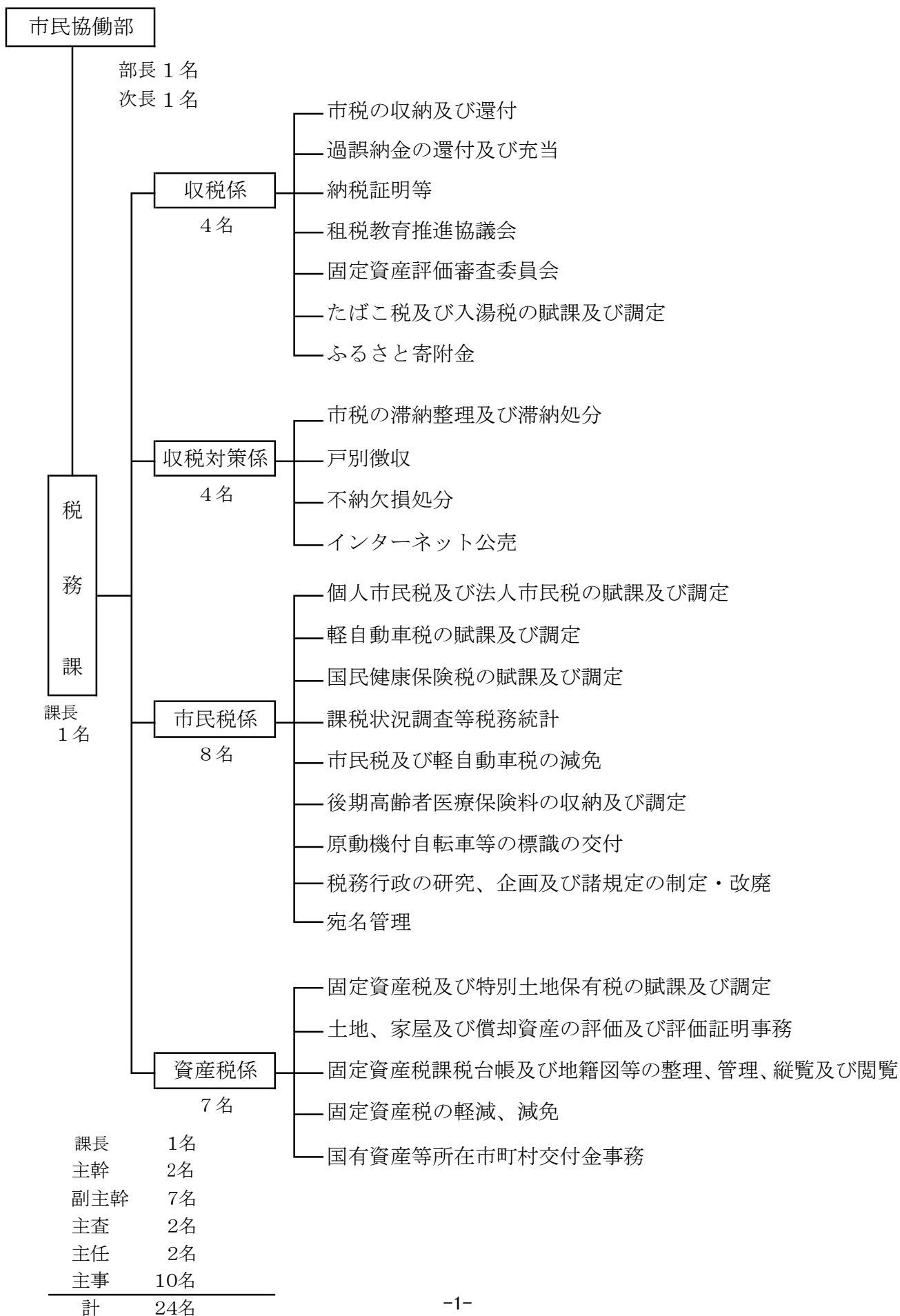
富山県 なんと 南砺市

# 目 次

1.	税務課機構及び事務分掌 .....	1
2.	平成28年度一般会計歳入歳出予算(当初) .....	2
3.	市税予算の推移(当初) .....	4
	(1) 市税(一般会計)	
	(2) 国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)	
4.	市税収納状況 .....	5
	(1) 市税収納率 (2) 国民健康保険税収納率	
	(3) 督促状・催告書発送状況	
	(4) 県民税徴収取扱委託金の推移 (5) 口座振替納付の推移	
5.	滞納整理の状況 .....	7
	(1) 滞納処分の執行停止状況	
	(2) 不能欠損の推移	
6.	平成28年度市・県民税課税状況(当初) .....	8
7.	平成28年度業種別、個人市民税所得割に関する調 .....	9
	(1) 所得割額構成割合(%)の推移	
	(2) 1人当り所得金額と納税義務者数の推移	
	(3) 個人住民税額の推移	
8.	法人市民税調定額の推移(最終調定額) .....	11
	(1) 均等割の税率と区分別法人数	
	(2) 法人税割の税率の推移	
	(3) 法人税割額	
9.	固定資産税額の推移 .....	13
	(1) 固定資産税調定額の推移 (2) 税率の推移	
	(3) 固定資産税課税標準額の推移	
	イ. 土地   ロ. 家屋   ハ. 償却資産	
	(4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移	
	イ. 国有資産等交付金	
10.	軽自動車税に関する調 .....	16
11.	たばこ税に関する調 .....	17
12.	入湯税に関する調 .....	17
13.	国民健康保険税の概要 .....	18
14.	後期高齢者医療保険料(参考) .....	19
15.	税率一覧表(平成28年度) .....	20
16.	所得等の控除額の一覧表 .....	23

# 1. 税務課機構及び事務分掌

平成28年4月1日現在

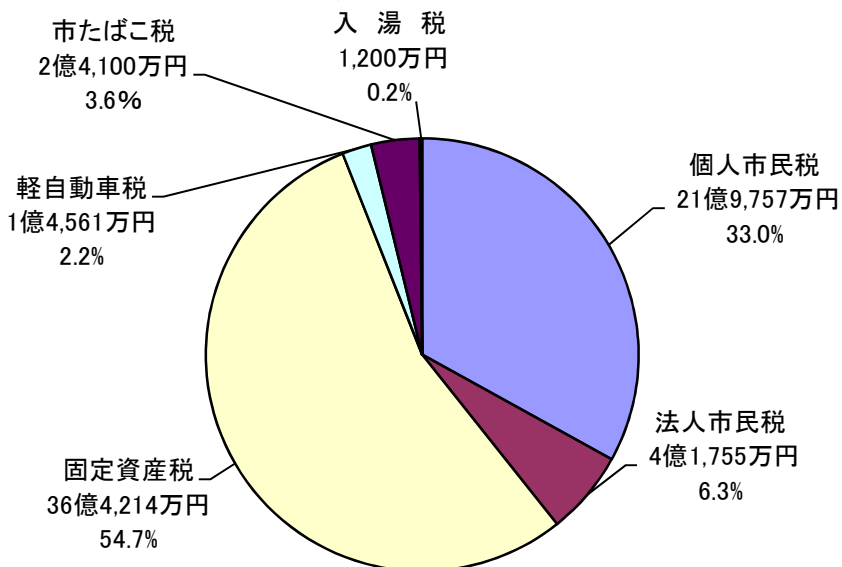


## 2. 平成28年度一般会計歳入歳出予算(当初)

(1) 歳入 住民登録台帳人口；平成28年4月1日現在 52,945人(前年同期637人減)

区分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)	自主財源 (千円)	依存財源 (千円)
1. 市税	6,655,870	125,713	20.1	6,655,870	
2. 地方譲与税	364,000	6,875	1.1		364,000
3. 利子割交付金	15,000	283	0.0		15,000
4. 配当割交付金	10,000	189	0.0		10,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	4,000	76	0.0		4,000
6. 地方消費税交付金	800,000	15,110	2.4		800,000
7. ゴルフ場利用税交付金	7,000	132	0.0		7,000
8. 自動車取得税交付金	50,000	944	0.2		50,000
9. 地方特例交付金	12,000	227	0.0		12,000
10. 地方交付税	13,700,000	258,759	41.2		13,700,000
11. 交通安全対策特別交付金	8,000	151	0.0		8,000
12. 分担金及び負担金	245,221	4,632	0.7	245,221	
13. 使用料及び手数料	317,961	6,005	1.0	317,961	
14. 国庫支出金	2,577,361	48,680	7.8		2,577,361
15. 県支出金	2,148,062	40,572	6.5		2,148,062
16. 財産収入	230,997	4,363	0.7	230,997	
17. 寄附金	10,300	195	0.0	10,300	
18. 繰入金	717,475	13,551	2.2	717,475	
19. 繰越金	50,000	944	0.2	50,000	
20. 諸収入	1,065,353	20,122	3.2	1,065,353	
21. 市債	4,231,400	79,921	12.7		4,231,400
歳入合計	33,220,000	627,444	100.0	9,293,177	23,926,823
			比率%	28.0	72.0

### 平成28年度 市税予算の内訳 66億5,587万円

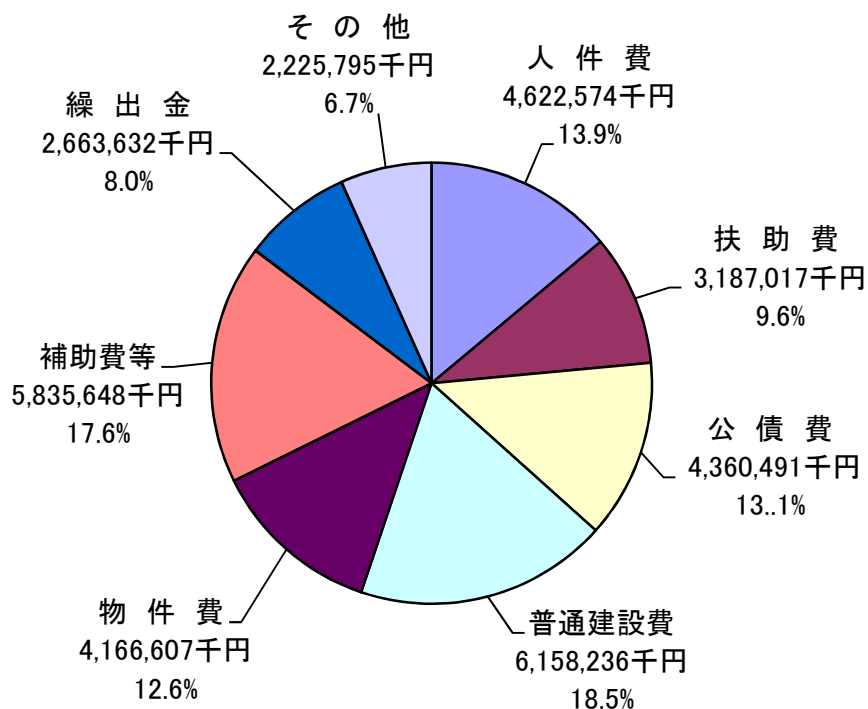


税目	予算額 (千円)
個人市民税	2,197,570
法人市民税	417,553
固定資産税	3,642,137
軽自動車税	145,610
市たばこ税	241,000
入湯税	12,000
計	6,655,870

(2) 歳 出

区 分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)
1. 議 会 費	257,397	4,862	0.8
2. 総 務 費	3,991,922	75,398	12.0
3. 民 生 費	9,143,927	172,706	27.5
4. 衛 生 費	2,653,035	50,109	8.0
5. 労 働 費	47,123	890	0.1
6. 農 林 水 産 業 費	1,602,511	30,267	4.8
7. 商 工 費	1,348,967	25,479	4.1
8. 土 木 費	5,583,993	105,468	16.8
9. 消 防 費	1,136,537	21,466	3.4
10. 教 育 費	2,857,407	53,969	8.6
11. 災 害 復 旧 費	117,900	2,227	0.4
12. 公 債 費	4,360,491	82,359	13.1
13. 諸 支 出 金	68,790	1,299	0.2
14. 予 備 費	50,000	944	0.2
歳 出 合 計	33,220,000	627,444	100.0

平成28年度 一般会計予算 性質別歳出の内訳



性質別歳出の内訳

区 分	予算額(千円)
人 件 費	4,622,574
扶 助 費	3,187,017
公 債 費	4,360,491
普通建設費	6,158,236
物 件 費	4,166,607
補助費等	5,835,648
繰 出 金	2,663,632
そ の 他	2,225,795
計	33,220,000

### 3. 市税予算の推移(当初)

#### (1) 市税(一般会計)

税目			平成26年度		平成27年度		平成28年度		前年比 (B)/(A) (%)
			予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	
市民税	個人	均等割(現年度分)	100,515	1.5	98,932	1.5	97,886	1.4	98.9
		所得割(現年度分)	2,075,439	30.7	2,052,051	30.8	2,089,684	31.4	101.8
		小計	2,175,954	32.2	2,150,983	32.3	2,187,570	32.8	101.7
		滞納繰越分	10,000	0.2	10,000	0.2	10,000	0.2	100.0
	法人	均等割(現年度分)	170,763	2.5	175,084	2.7	173,025	2.6	98.8
		法人税割(現年度分)	232,870	3.4	254,584	3.8	244,228	3.7	95.9
		小計	403,633	5.9	429,668	6.5	417,253	6.3	97.1
		滞納繰越分	300	0.0	300	0.0	300	0.0	100.0
	固定資産税	純固定	土地	895,074	13.2	891,463	13.4	877,053	13.2
家屋			1,570,928	23.2	1,521,700	22.9	1,511,925	22.7	99.4
償却資産			1,165,498	17.2	1,121,437	16.8	1,111,022	16.7	99.1
小計			3,631,500	53.6	3,534,600	53.1	3,500,000	52.6	99.0
滞納繰越分			20,000	0.3	20,000	0.3	20,000	0.3	100.0
国有資産等所在市町村交付金		119,901	1.8	114,391	1.7	122,137	1.8	106.8	
軽自動車税	現年度分	132,359	2.0	133,196	2.0	145,210	2.2	109.0	
	滞納繰越分	400	0.0	400	0.0	400	0.0	100.0	
市たばこ税			254,200	3.8	246,500	3.7	241,000	3.6	97.8
入湯税			12,150	0.2	11,470	0.2	12,000	0.2	104.6
市税合計			6,760,397	100.0	6,651,508	100.0	6,655,870	100.0	100.1

#### (2) 国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)

税目			平成26年度		平成27年度		平成28年度		前年比 (B)/(A) (%)
			予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	
国民健康保険税	一般医療(現年度分)	834,832	61.5	817,369	62.7	720,337	65.1	88.1	
	一般後期高齢(現年度分)	229,564	16.9	227,409	17.5	217,669	19.7	95.7	
	一般介護(現年度分)	78,271	5.8	79,485	6.1	59,683	5.4	75.1	
	退職医療(現年度分)	120,413	8.9	94,398	7.2	45,196	4.1	47.9	
	退職後期高齢(現年度分)	33,120	2.4	26,115	2.0	13,588	1.2	52.0	
	退職介護(現年度分)	30,612	2.2	27,616	2.1	12,576	1.1	45.5	
	小計	1,326,812	97.7	1,272,392	97.6	1,069,049	96.6	84.0	
	滞納繰越分	31,151	2.3	31,527	2.4	37,385	3.4	118.6	
	計	1,357,963	100.0	1,303,919	100.0	1,106,434	100.0	84.9	

## 4. 市税収納状況

### (1) 市税収納率（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分 税 目		平成25年度				平成26年度				平成27年度			
		調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))
市民税	個人市民税	2,305,013	2,286,208	0	99.2	2,269,841	2,253,118	0	99.3	2,263,097	2,246,759	0	99.3
	法人市民税	424,976	423,464	0	99.6	506,356	504,940	0	99.7	488,855	487,515	0	99.7
	小 計	2,729,989	2,709,672	0	99.3	2,776,197	2,758,058	0	99.3	2,751,952	2,734,274	0	99.4
固定資産税	純固定資産税	3,679,582	3,634,771	0	98.8	3,691,987	3,657,245	0	99.1	3,591,874	3,560,143	0	99.1
	国有資産等所在 市町村交付金	125,216	125,216	0	100.0	119,901	119,901	0	100.0	114,391	114,391	0	100.0
	小 計	3,804,798	3,759,987	0	98.8	3,811,888	3,777,146	0	99.1	3,706,265	3,674,534	0	99.1
	軽自動車税	132,482	130,975	0	98.9	134,595	133,354	7	99.1	135,874	134,671	0	99.1
	市たばこ税	272,029	272,029	0	100.0	259,585	259,585	0	100.0	252,242	252,242	0	100.0
	入 湯 税	12,334	12,334	0	100.0	11,782	11,782	0	100.0	12,139	12,139	0	100.0
	現年度課税分計	6,951,632	6,884,997	0	99.0	6,994,047	6,939,925	7	99.2	6,858,472	6,807,860	0	99.3
滞納繰越分	個人市民税	86,737	16,115	5,247	19.8	86,118	13,097	2,120	15.6	86,685	11,767	4,846	14.4
	法人市民税	18,316	2,689	50	14.7	17,089	646	379	3.9	17,480	1,054	725	6.3
	固定資産税	193,929	21,678	12,277	11.9	204,790	41,913	5,903	21.1	191,624	20,740	7,442	11.3
	軽自動車税	4,051	800	236	21.0	4,528	1,045	311	24.8	4,406	843	128	19.7
	計	303,033	41,282	17,810	14.5	312,525	56,701	8,713	18.7	300,195	34,404	13,141	12.0
	一般市税 合計	7,254,665	6,926,279	17,810	95.7	7,306,572	6,996,626	8,720	95.9	7,158,667	6,842,264	13,141	95.8

### (2) 国民健康保険税収納率（国民健康保険事業特別会計）

国民健康保険税	現年度課税分	1,451,821	1,402,368	0	96.6	1,385,503	1,345,210	0	97.1	1,290,632	1,255,001	0	97.2
	滞納繰越分	178,487	30,007	13,142	18.1	181,399	37,896	7,741	21.8	174,177	40,130	3,334	23.5
	計	1,630,308	1,432,375	13,142	88.6	1,566,902	1,383,106	7,741	88.7	1,464,809	1,295,131	3,334	88.6

(3) 督促状・催告書発送状況

期別	督促状発送件数	
	平成26年度	平成27年度
1期	1,829	1,887
2期	1,157	1,039
3期	1,040	1,027
4期	1,054	1,016
5期	1,022	1,033
6期	935	857
7期	1,008	918
8期	975	953
9期	1,068	956
10期	828	779
随期	21	23
計	10,937	10,488

月	催告書発送件数	
	平成26年度	平成27年度
4月	1,003	1,051
8月	1,215	1,297
11月	1,082	1,081
計	3,300	3,429

(4) 県民税徴収取扱委託金の推移

(単位:千円)

年 度	(納税義務者の数)×3,000円		その他取扱費 (還付充当金他)	平成18年度以前の 年度分の 県民税に対する分	委託金額 合計
				徴収取扱額分 (県民税額×7%)	
平成23年度	(29,145)	91,415	2,035	103	93,553
平成24年度	(29,589)	89,490	1,940	96	91,526
平成25年度	(29,376)	88,459	2,273	41	90,773
平成26年度	(29,045)	87,770	6,544	23	94,337
平成27年度	(28,645)	86,475	5,016	26	91,517

(5) 口座振替納付の推移

(単位:件、%)

年 度	納税通知書 件数	口座振替 依頼件数	口座振替率
平成24年度	35,850	26,812	74.8
平成25年度	35,664	26,722	74.9
平成26年度	35,285	26,355	74.7
平成27年度	35,119	26,143	74.4
平成28年度	65,976	52,203	79.1

各年度当初賦課、納税通知書にかかる件数とする。

※平成28年度から単税化により税目ごとに納税通知



## 5. 滞納整理の状況

### (1) 滞納処分の執行停止状況

(単位:円、件)

税目	年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
個人市民税		2,360,606	30	495,500	8		0
法人市民税		8,000,630	3	271,715	3		0
固定資産税		8,710,119	56	1,614,600	12	1,458,100	100
軽自動車税		91,200	13	26,600	5		0
国民健康保険税		6,203,379	57	1,953,840	8		0
計		25,365,934	159	4,362,255	36	1,458,100	100

\*個人市民税額は県民税を含む。

### (2) 不納欠損の推移

(単位:円、件)

税目	年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
個人市民税		5,247,116	103	2,120,347	51	4,846,480	53
法人市民税		50,000	1	378,400	7	725,300	6
固定資産税		12,276,673	136	5,902,600	56	7,442,042	56
軽自動車税		236,600	44	318,400	44	127,700	21
国民健康保険税		13,142,493	117	7,741,205	89	3,334,000	39
計		30,952,882	401	16,460,952	247	16,475,522	175

## 6. 平成28年度 市・県民税課税状況（当初）

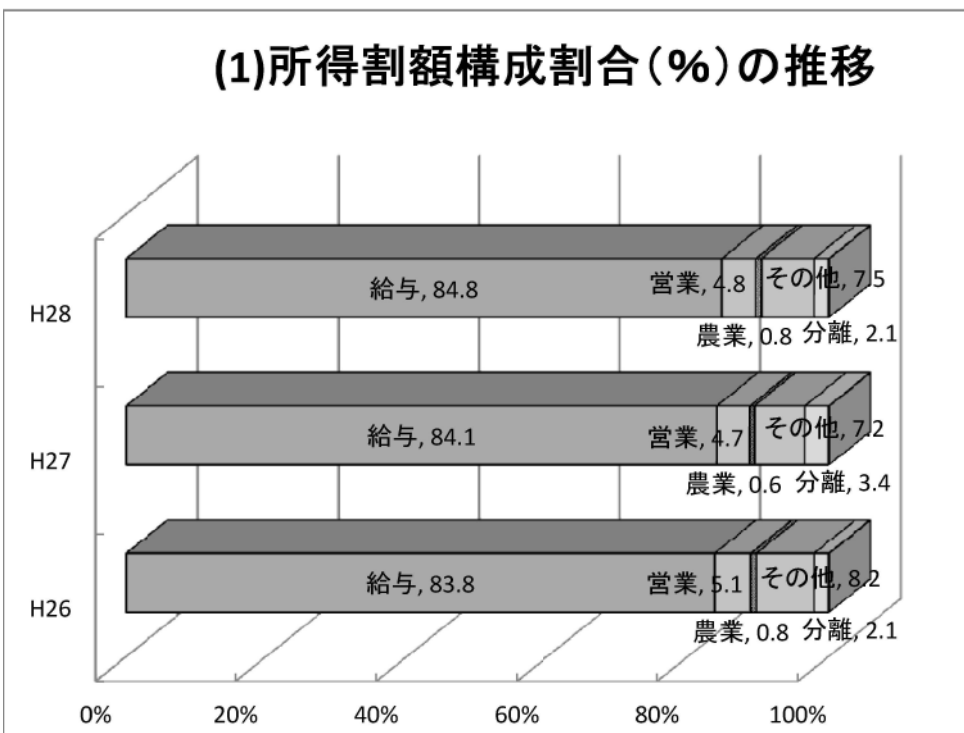
区 分		金 額(千円)
所得額	総所得金額	63,259,972
	山林所得	187
	分離譲渡所得	320,665
	株式等譲渡所得	212,747
	上場株式等配当所得	21,773
	先物取引に係る雑所得	53,640
	合 計 (A)	63,868,984
所得控除額	雑損控除	5,199
	医療費控除	555,241
	社会保険料控除	12,082,057
	小規模企業共済掛金控除	209,854
	生命保険料控除	1,026,240
	地震保険料控除	93,045
	障害者控除	421,180
	寡婦控除	118,520
	寡夫控除	17,160
	配偶者控除	1,081,520
	配偶者特別控除	191,130
	扶養控除	2,424,560
	同居特別障害加算分	71,070
	勤労学生	-
基礎控除	8,210,730	
合 計 (B)	26,507,506	
課税所得金額 (A) - (B)		37,361,478

区 分		金 額(千円)	
税額控除額	調整控除		55,348
	配当控除		2,523
	住宅借入金等特別税額控除		14,410
	寄付金税額控除		3,372
	外国税額控除		-
	合 計		75,653
税額調整額			556
配当割額の控除額			3,588
株式等譲渡所得割額の控除額			2,494
区 分		納税義務者数	税 額(千円)
市民税	均 等 割	28,716	100,506
	所 得 割	24,843	2,139,703
	計 ①		2,240,209
県民税	均 等 割	28,716	57,432
	所 得 割	24,834	1,425,931
	計 ②		1,483,363
課 税 額 計 ①+②			3,723,572
市・県民税負担割合		市 民 税	60.2%
		県 民 税	39.8%
①のうち給与特徴でH29年度の収入となる額 =③ (市民税)			273,444
給与特徴でH27年度分からH28年度の収入となる額 =④ (市民税)			261,284
①-③+④ 差 引 調 定 額 (市民税)			2,228,049

## 7. 平成28年度業種別、個人市民税所得割に関する調(課税状況調より)

区 分	納税義務者 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控除額等 (千円)	所得割額 (千円)	平均税率 (%)
給与所得者	19,324	52,838,361	21,530,594	31,307,767	1,877,689	59,780	1,815,916	6.0
営業等所得者	904	2,869,691	1,098,401	1,771,290	106,241	2,724	103,372	6.0
農業所得者	249	579,511	272,732	306,779	18,397	765	17,627	6.0
その他所得者	4,205	6,219,035	3,351,847	2,867,188	171,859	11,281	159,156	6.0
小 計	24,682	62,506,598	26,253,574	36,253,024	2,174,186	74,550	2,096,071	6.0
分離所得者	199	753,561	253,932	1,108,454	48,634	1,103	44,458	4.4
合 計	24,881	63,260,159	26,507,506	37,361,478	2,222,820	75,653	2,140,529	5.9

### (1)所得割額構成割合(%)の推移

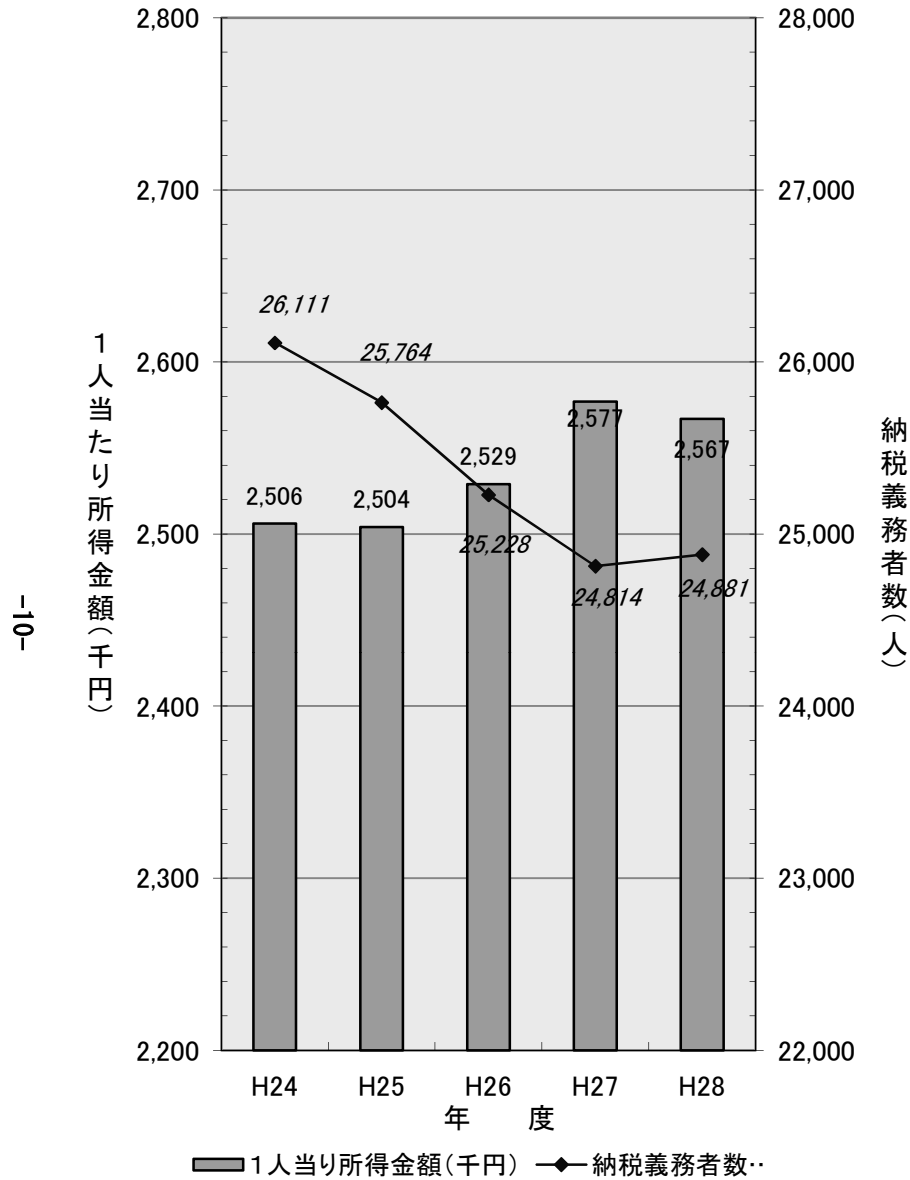


### (1)所得割額の構成割合(%)の推移

区分	所得割額 (千円、%)			備 考
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
給与所得者	1,790,281 83.8	1,803,413 84.1	1,815,916 84.8	
営業等所得者	109,047 5.1	101,172 4.7	103,372 4.8	
農業所得者	17,091 0.8	12,422 0.6	17,627 0.8	
その他所得者	174,224 8.2	154,578 7.2	159,156 7.5	
分離所得者	46,118 2.1	72,372 3.4	44,458 2.1	
合 計	2,136,761 100.0	2,143,957 100.0	2,140,529 100.0	

下段は、構成割合

## (2) 1人当り所得金額と納税義務者数の推移



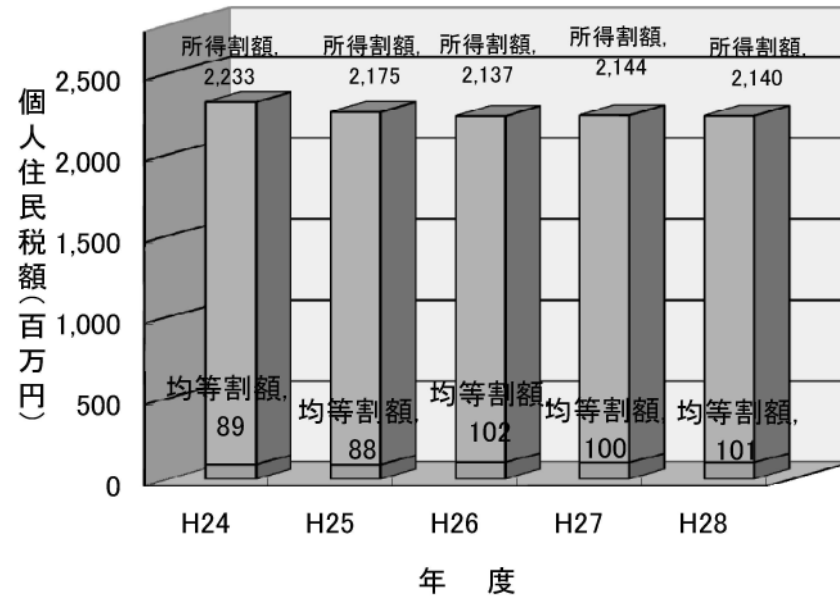
## (2) 一人当り所得金額と納税義務者数の推移

年度	個人住民税 一人当り所得 金額(千円)	納税義務者数 (人)	一人当り所得 割額(円)
平成24年度	2,506	26,111	85,517
平成25年度	2,504	25,764	84,412
平成26年度	2,529	25,228	84,698
平成27年度	2,577	24,814	86,401
平成28年度	2,567	24,881	86,031

## (3) 個人住民税額の推移

年度	個人住民税 均等割額	所得割額	計(百万円)
平成24年度	89	2,233	2,322
平成25年度	88	2,175	2,263
平成26年度	102	2,137	2,239
平成27年度	100	2,144	2,244
平成28年度	101	2,140	2,241

## (3) 個人住民税額の推移



## 8. 法人市民税調定額の推移 (最終調定額)

(金額単位;千円)

年度	事業所数	現年度分		過年度分		合 計		
		均等割	法人税割	均等割	法人税割	均等割	法人税割	計
平成24年度	1,164	180,087	168,381	1,121	13,939	181,208	182,320	363,528
平成25年度	1,184	184,713	240,264	8,591	9,675	193,304	249,939	443,243
平成26年度 (A)	1,178	172,753	333,603	9,158	7,931	181,911	341,534	523,445
平成27年度 (B)	1,195	182,416	306,439	9,570	7,910	191,986	314,349	506,335
(B)/(A) %	101.4	105.6	91.9	104.5	99.7	105.5	92.0	96.7

### (1)均等割の税率と区分別法人数

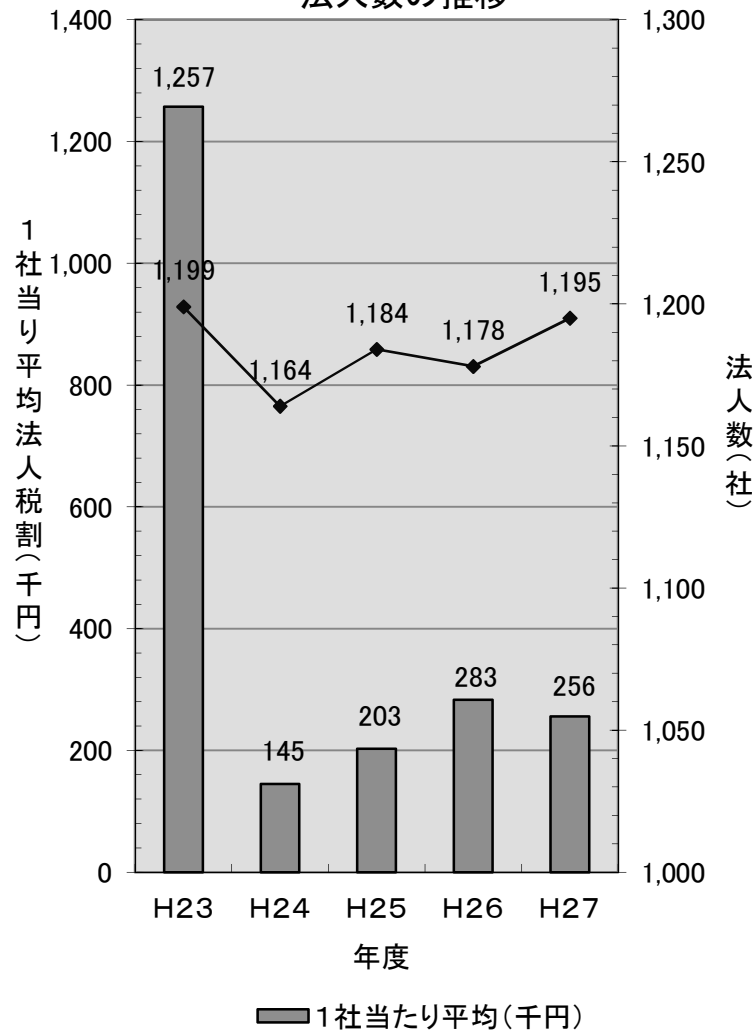
区 分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)	平成24年度 法人数 (社)	平成25年度 法人数 (社)	平成26年度 法人数 (社)	平成27年度 法人数 (社)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600	11	10	10	11
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	〃	2,100	8	8	8	7
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492	35	34	36	35
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480	11	10	10	10
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192	38	40	40	43
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180	27	29	30	30
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156	274	271	270	264
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144	7	7	5	5
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60	753	775	769	790
計				1,164	1,184	1,178	1,195

### (2)法人税割の税率の推移

(%)

	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
平成16年度(合併前)	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	14.7
平成16年度(合併後)	14.7							
平成26年10月～	12.1 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)							

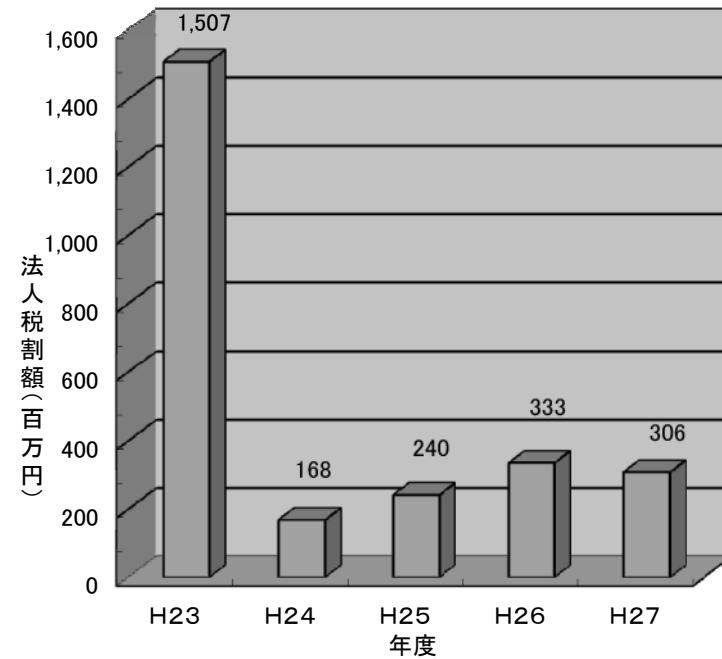
(3)bc 1社当り法人税割額(現年分)  
・法人数の推移



(3)bc 法人税割額(現年分)

	法人税割額 (百万円) a	1社当たり平均 (千円) b	法人数 (社) c
平成23年度	1,507	1,257	1,199
平成24年度	168	145	1,164
平成25年度	240	203	1,184
平成26年度	333	283	1,178
平成27年度	306	256	1,195

(3)a 法人税割額の推移



## 9. 固定資産税額の推移

### (1) 固定資産税調定額の推移

(単位:千円)

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
固定資産税調定額	3,975,998	3,940,129	3,922,107	3,687,799	3,679,018	3,691,924	3,591,824	3,615,492

(現年度課税分で、過年度分、国有資産等所在市町村交付金を含まない純固定資産税額とし、平成28年度は当初調定、他年度は最終調定)

### (2) 税率(%)の推移 (固定資産税額=課税標準額×税率)

(単位:%)

平成16年度 (旧町村)	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
	1.50	1.70	1.70	1.70	1.45	1.50	1.50	1.55
平成17年度～ (南砺市)	全域							
	1.45							

### (3) 固定資産税課税標準額の推移 (各年度とも当初賦課)

#### イ. 土地 (法定免税点以上のもの)

概要調書より (単位:千円)

年 度 地 目	課 税 標 準 額								
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
田 (介在田含む)	8,037,983	8,038,769	8,030,689	7,972,516	8,024,069	7,990,711	7,944,262	7,930,074	
畑 (介在畑含む)	253,015	244,951	243,411	235,766	234,811	234,736	235,148	232,668	
宅 地	小規模住宅用地	5,500,256	5,371,286	5,229,043	5,091,264	4,975,275	5,015,104	5,024,068	5,007,475
	一般住宅用地	13,769,164	13,793,413	13,700,327	13,609,899	13,536,856	13,896,810	14,068,775	14,115,972
	住宅用地以外の宅地	35,083,016	34,159,662	33,401,375	32,618,717	32,349,050	32,328,228	31,823,951	31,887,526
	計	54,352,436	53,324,361	52,330,745	51,319,880	50,861,181	51,240,142	50,916,794	51,010,973
鉱 泉 地	1,696	1,718	1,740	1,761	1,783	1,805	1,826	1,848	
池 沼	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	
山 林	435,877	436,711	438,765	423,114	423,349	423,886	423,978	424,706	
原 野	49,048	49,072	49,062	39,095	39,072	39,112	39,224	39,236	
雑 種 地	3,670,215	3,514,676	3,513,628	3,184,231	3,322,279	3,289,783	3,353,637	3,281,922	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	66,800,270	65,610,258	64,608,040	63,176,363	62,906,544	63,220,175	62,914,869	62,921,427	

ロ. 家 屋（法定免税点以上のもの）

概要調書より（単位：千円）

年 度 家屋の種類		課 税 標 準 額（「木造以外の家屋」については決定価格）								
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
木 造 家 屋	専用住宅 （共同住宅含む）	44,443,098	45,319,081	46,202,297	42,595,515	43,363,922	44,442,855	44,157,092	45,011,518	
	併用住宅	1,757,165	1,807,151	1,829,385	1,693,979	1,694,458	1,695,209	1,622,890	1,615,537	
	農家住宅	679,637	676,192	671,655	708,750	702,785	693,253	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	
	付 属 家	4,210,907	4,254,046	4,284,545	4,064,313	4,115,510	4,142,102	4,067,998	4,094,587	
	事務所・銀行・店舗	652,998	681,771	708,662	634,948	635,264	686,422	679,551	698,638	
	劇 場・病 院	45,758	33,652	45,207	39,362	41,253	40,658	37,601	48,479	
	旅館・料亭・ホテル （H26まで公衆浴場含む）	129,444	129,444	128,510	123,363	121,911	122,850	116,642	115,478	
	工 場・倉 庫	422,638	419,272	425,610	403,109	406,326	411,725	403,482	403,983	
	土 蔵	751,431	749,965	746,385	731,988	723,847	718,977	709,370	705,991	
	計	53,093,076	54,070,574	55,042,256	50,995,327	51,805,276	52,954,051	51,794,626	52,694,211	
木 造 以 外 の 家 屋	専用住宅 （共同住宅を含む）	鉄骨鉄筋コン造	32,886	32,886	32,886	42,030	42,030	181,913	179,367	179,367
		鉄筋コン造	2,546,304	2,563,082	2,544,495	2,475,309	2,397,517	2,409,891	2,407,306	2,397,560
		鉄 骨 造	4,175,988	4,277,513	4,323,869	4,928,349	4,928,349	4,976,952	4,804,411	4,820,995
		軽量鉄骨造	2,104,592	2,168,429	2,196,819	1,928,308	1,976,212	1,993,128	1,897,026	1,900,885
		れんが・コンク リートブロック造	158,122	156,770	156,313	135,306	133,836	133,508	124,337	124,337
		小 計	9,017,892	9,198,680	9,254,382	9,509,302	9,477,944	9,695,392	9,412,447	9,423,144
	その他	鉄骨鉄筋コン造	750,755	992,390	982,364	530,545	530,545	524,253	493,537	493,537
		鉄筋コン造	7,910,295	7,758,901	7,748,993	6,751,072	6,740,340	6,766,667	6,397,544	6,377,094
		鉄 骨 造	44,517,457	44,738,969	44,914,798	38,788,736	39,453,221	40,137,834	37,925,600	38,158,915
		軽量鉄骨造	2,712,508	2,720,704	2,669,059	2,327,565	2,332,910	2,358,979	2,275,029	2,275,123
		れんが・コンク リートブロック造	347,857	347,345	347,296	309,581	272,005	236,021	220,101	219,624
		小 計	56,238,872	56,558,309	56,662,510	48,707,499	49,329,021	50,023,754	47,311,811	47,524,293
	計	65,256,764	65,756,989	65,916,892	58,216,801	58,806,965	59,719,146	56,724,258	56,947,437	
合 計		118,349,840	119,827,563	120,959,148	109,212,128	110,612,241	112,673,197	108,518,884	109,641,648	

※平成27年度評価替えに伴う用途区分変更により公衆浴場は「工場、倉庫」へ移行



[上段は個人分・下段は法人分]

概要調書より(単位:千円)

ハ. 償却資産(法定免税点以上のもの)

年 度 種 類	課 税 標 準 額							
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
構 築 物	406,898	363,926	312,878	279,416	250,210	265,580	233,794	259,291
	4,042,328	3,743,487	3,655,972	4,055,495	4,452,209	4,771,149	4,672,729	4,917,935
機 械 及 び 装 置	334,507	291,056	269,192	248,471	232,275	255,108	297,214	335,535
	19,194,337	17,400,063	16,525,038	16,727,144	16,065,398	16,633,712	16,395,483	17,689,169
船 舶	-	-	-	-	-	-	-	-
	287	287	287	324	323	323	1,950	1,136
車 両 及 び 運 搬 具	8,412	3,514	5,499	8,152	6,139	8,871	16,629	5,516
	195,677	167,407	173,725	205,713	198,042	205,720	215,740	278,223
工 具、器 具 及 び 備 品	120,351	115,887	103,527	147,083	133,010	119,989	103,187	112,672
	4,125,131	3,779,052	3,523,476	3,443,435	3,748,364	3,856,226	3,640,026	3,826,569
計	870,168	774,383	691,096	683,122	621,634	649,548	650,824	713,014
	27,557,760	25,090,296	23,878,498	24,432,111	24,464,336	25,467,130	24,925,928	26,713,032
法第389条 関 係	-	-	-	-	-	-	-	-
	63,157,638	62,713,704	62,580,425	59,496,506	57,814,525	55,651,184	53,014,643	51,754,218
合 計	870,168	774,383	691,096	683,122	621,634	649,548	650,824	713,014
	90,715,398	87,804,000	86,458,923	83,928,617	82,278,861	81,118,314	77,940,571	78,467,250

(4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移

イ. 国有資産等交付金

(単位:千円)

年 度 区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中部森林管理局	1,304	1,303	1,303	1,303	1,230	1,230	1,256	1,323
北陸財務局	47	48	48	37	35	34	33	32
富山県企業局	132,580	128,895	134,689	128,363	123,207	117,893	112,358	120,039
富 山 県	825	824	824	745	744	744	744	744
合 計	134,756	131,070	136,864	130,448	125,216	119,901	114,391	122,138

# 10. 軽自動車税に関する調

(単位:千円)

区 分 種 類		税率 1台当 (円)	平成24年度 (最 終)		平成25年度 (最 終)		平成26年度 (最 終)		平成27年度 (最 終)		H28～ 新税率 1台当 (円)	平成28年度 (当 初)		
			課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額		課税台数	調定額	
原 付 自 転 車	原付1種	1,000	3,142	3,142	2,972	2,972	2,795	2,795	2,594	2,594	2,000	2,371	4,742	
	原付2種 乙	1,200	243	292	232	278	201	241	188	226	2,000	164	328	
	原付2種 甲	1,600	151	242	156	250	185	296	203	325	2,400	205	492	
	ミニカー	2,500	35	88	37	92	37	93	36	90	3,700	37	137	
	小 計		3,571	3,763	3,397	3,592	3,218	3,425	3,021	3,235		2,777	5,699	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	一 般	二輪車 (ポートトレーラ含む)	2,400	534	1,282	548	1,315	557	1,337	578	1,387	3,600	585	2,106
		四 輪 車	乗 用(営)	5,500	-	-	-	-	-	-	-	-	税率 一覽 P21 P22 参照	-
	乗 用(自)		7,200	12,016	86,515	12,498	89,986	12,857	92,570	13,137	94,586	13,036		105,136
	貨物用(営)		3,000	96	288	91	273	90	270	86	258	86		287
	貨物用(自)		4,000	7,342	29,368	7,296	29,184	7,242	28,968	7,145	28,580	6,984		32,897
		農耕用	1,600	3,487	5,579	3,420	5,472	3,314	5,302	3,135	5,016	2,000	3,049	6,098
		特殊作業用	4,700	457	2,148	469	2,204	495	2,326	503	2,364	5,900	501	2,956
		小 計		23,932	125,180	24,322	128,434	24,555	130,773	24,584	132,191		24,241	149,480
	二輪の小型自動車	4,000	533	2,132	527	2,108	532	2,128	529	2,116	6,000	530	3,180	
	合 計		28,036	131,075	28,246	134,134	28,305	136,326	28,134	137,542		27,548	158,359	

\*28年度は当初調定、他年度は最終調定

## 11. たばこ税に関する調

(単位:本、円)

種類 年度	旧3級品以外			旧3級品			小計 (A+B)	合計 (A+B)
	売り渡し本数	税率 1,000本 当	税 額 (A)	売り渡し 本 数	税率 1,000本 当	税 額 (B)		
平成23年度	51,622,115	4,618	238,390,916	1,881,260	2,190	4,119,961	242,510,877	242,510,877
平成24年度	51,249,604	4,618	236,670,667	2,098,080	2,190	4,594,797	241,265,464	241,265,464
平成25年度	3月分 4,197,066	4,618	19,382,051	174,840	2,190	382,899	19,764,950	272,028,738
	4~2月分 47,029,514	5,262	247,469,292	1,921,640	2,495	4,794,496	252,263,788	
平成26年度	48,340,712	5,262	254,368,822	2,090,560	2,495	5,215,950	259,584,772	259,584,772
平成27年度	46,923,907	5,262	246,913,595	2,135,540	2,495	5,328,172	252,241,767	252,241,767

## 12. 入湯税に関する調

(単位:人、円)

年度	項目	税 率 1人1日 当り	課税人数	税 額	課税免除 人数	備 考
平成23年度		150円	81,818	12,272,700	440,336	H23.4.1 課税免除の特例追加
平成24年度		150円	78,545	11,781,750	437,310	
平成25年度		150円	82,224	12,333,600	427,851	
平成26年度		150円	78,550	11,782,500	415,046	
平成27年度		150円	80,929	12,139,350	430,171	

### 13. 国民健康保険税の概要

#### (1)平成28年度国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算(当初)

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 国民健康保険税	1,106,434	1. 総務費	85,756
2. 使用料及び手数料	90	2. 保険給付費	3,840,737
3. 国庫支出金	1,046,243	3. 後期高齢者支援金等	636,097
4. 療養給付費等交付金	217,297	4. 前期高齢者納付金等	330
5. 前期高齢者交付金	1,673,412	5. 老人保健拠出金	54
6. 県支出金	273,258	6. 介護納付金	207,557
7. 共同事業交付金	1,270,669	7. 共同事業拠出金	1,270,669
8. 財産収入	2,144	8. 保健事業費	106,601
10. 繰入金	597,354	9. 基金積立金	2,144
11. 諸収入	33,099	10. 公債費	14,617
12. 繰越金	30,000	11. 諸支出金	55,438
		12. 予備費	30,000
歳入合計	6,250,000	歳出合計	6,250,000

#### (2)国民健康保険税税率の推移

年 度	医 療 分					後 期 支 援 分					介 護 保 険 分				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)
平成24年度	7.0	—	27,800	21,800	510,000	1.85	—	7,500	5,800	140,000	1.75	—	10,200	5,500	120,000
平成25年度	7.65	—	29,600	23,500	510,000	2.10	—	8,200	6,400	140,000	1.95	—	10,600	6,000	120,000
平成26年度	7.65	—	29,600	23,500	510,000	2.10	—	8,200	6,400	160,000	1.95	—	10,600	6,000	140,000
平成27年度	7.65	—	29,600	23,500	520,000	2.10	—	8,200	6,400	170,000	1.95	—	10,600	6,000	160,000
平成28年度	6.40	—	25,500	19,700	540,000	1.90	—	7,700	6,000	190,000	1.60	—	8,200	4,500	160,000

## 14.後期高齢者医療保険料(参考)

### (1)保険料の算出方法

	対 象	料 率 等
所得割額	賦課のもととなる所得金額…注①	8.6%
均等割額	被保険者一人につき	43,800円
賦課限度額		57万円

注①：前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

### (2)保険料の軽減

(イ)所得割額の軽減

- ・5割軽減 賦課のもととなる所得金額が58万円以下

(ロ)均等割額の軽減

①低所得者への軽減(被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の総所得金額等の合算額で判定)

- ・9割軽減 8.5割軽減される世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
- ・8.5割軽減 基礎控除額(33万円)以下
- ・5割軽減 基礎控除額(33万円)+(26.5万円×被保険者数)以下
- ・2割軽減 基礎控除額(33万円)+(48万円×被保険者数)以下

②被用者保険の被扶養者であった人への軽減(後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であった人)

- ・所得割額 負担なし
- ・均等割額 9割軽減

### (3)収納状況

(単位:千円、%)

区分 科目	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))
現年度賦課分	561,435	560,563	0	99.8	554,016	551,850	0	99.6	534,435	533,335	0	99.8
滞納繰越分	772	312	0	40.4	1,333	348	0	26.1	3,150	1,803	267	62.5
計	562,207	560,875	0	99.8	555,349	552,198	0	99.4	537,585	535,138	267	99.6

# 15. 税率一覧表（平成28年度）

## ◎ 市・県民税

### (1) 均等割

イ 個人住民税 市民税 3,500円(非課税限度額(28.0万円×<sup>注1</sup>家族数+<sup>注2</sup>加算額16.8万円)以下のとき又は、前年度合計所得 125万円以下の障害者、未成年者、寡婦、寡夫

県民税 2,000円( <sup>注3</sup>同 上 )

注1) 家族数は控除対象配偶者及び扶養親族の数+1

注2) 加算額は控除対象配偶者、扶養親族を有するとき

注3) 県民税均等割のうち500円は「水と緑の森づくり税」

### ロ 法人住民税

区分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	〃	2,100
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60

### (2) 個人・所得割

#### イ 一般申告・総所得にかかる税率

区分 課税総所得金額	市民税	県民税
	税率	税率
一律	6%	4%

非課税限度額 ① 35万円×(本人+控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)+<sup>注4</sup>加算額32万円

② 前年度合計所得 125万円以下の障害者、<sup>注5</sup>未成年者、寡婦、寡夫

注4) 加算額は控除対象配偶者、扶養親族を有するとき

注5) 未成年者 H08. 1.3以後に生まれた人

#### ロ 分離申告・長期譲渡所得にかかる税率

	市民税	県民税
課税長期譲渡所得金額(A)	(A)×3.0%	(A)×2.0%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 (A)×15%

#### ハ 分離申告・優良住宅等の造成長期譲渡所得にかかる税率

	市民税	県民税
特別控除後の譲渡益が 2,000万円以下の部分	×2.4%	×1.6%
〃 2,000万円を超える部分	×3.0%	×2.0%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 特別控除後の譲渡益が2,000万円以下の部分 ×10%  
 // が2,000万円を超える部分 ×15%

ニ 分離申告・短期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
課税短期譲渡所得金額	×5.4%	×3.6%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 課税短期譲渡所得金額 ×30%

ホ 調整控除(平成19年度より)

① 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

次の a または b のいずれか少ない額の5%

a, 人的控除額の差の合計額 b, 個人住民税の課税所得金額

② 個人住民税の課税所得金額が200万円を超える場合

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5%

※ ただし、この差が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

(3) 法人・法人税割

法人税額 × 12.1% (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

◎ 固定資産税

固定資産課税標準額 × 1.45% (平成17年度より)

◎ 軽自動車税

(1) 原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪車等

○登録年月にかかわらず、全ての車両について新税率が適用されます。

ア	総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの	年額 2,000円
イ	二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの	年額 2,000円
ウ	二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの	年額 2,400円
エ	三輪以上のもので総排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの	年額 3,700円
オ	小型特殊自動車 ① 農耕作業用自動車及び刈取脱穀作業自動車	年額 2,000円
	② その他のもの	年額 5,900円
カ	専ら雪上を走行するもの	年額 3,000円
キ	二輪のもの125cc超250cc以下(側車付のものを含む)	年額 3,600円
ク	二輪の小型自動車250cc超	年額 6,000円

(2) 四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分			平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両 【旧税額】	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 【新税額】	最初の新規検査から13年を経過した車両 【重課税額】
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円

○平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上三輪の軽自動車  
 で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税  
 の税額を軽減する特例措置を摘要

車種／内容			平成27年4月1日以 降に最初の新規検 査を受けた車両	グリーン化特例(軽課)適用税額		
				(ア)概ね 75%軽減	(イ)概ね 50%軽減	(ウ)概ね 25%軽減
四輪 以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三 輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

※ 軽自動車は、当該年度の4月1日現在の所有者に課税され、年度途中の売買などにより  
 名義変更があっても月割り課税や還付を行わない。

### ◎ 市たばこ税

- ・ 紙巻たばこ(旧3級品以外) 1,000本あたり 5,262円
- ・ 紙巻たばこ(旧3級品) 1,000本あたり 2,925円  
 (エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット等)

### ◎ 入湯税

- ・ 一人一日 150円
- ※ 免税者
  - ・ 12歳未満の者
  - ・ 共同浴場及び一般公衆浴場に入湯する者
  - ・ 日帰り客で、一人当たりの施設利用料金が1,000円以下のもの
  - ・ 学校(大学を除く)の行事として行われる修学旅行等で教職員が引率して行わ  
れるものに参加する児童生徒又は学生

### ◎ 国民健康保険税

		課税対象	医療分	後期分	介護分
(1)	所得割額	課税総所得金額につき…注①	6.40%	1.90%	1.60%
(2)	均等割額	国保加入者一人につき	25,500円	7,700円	8,200円
(3)	平等割額	国保加入世帯一世帯につき	19,700円	6,000円	4,500円
課税限度額			54万円	19万円	16万円

注①: 前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、商品先物取  
引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

※軽減判定用所得金額が定められた基準以下の場合、均等割額、平等割額が軽減されます。

- ・7割軽減 基礎控除額(33万円)以下の世帯
- ・5割軽減 基礎控除額(33万円)+(26.5万円×被保険者数および**特定同一世帯所属者数**の  
合算数)以下の世帯
- ・2割軽減 基礎控除額(33万円)+(48万円×被保険者数および**特定同一世帯所属者数**の合算数)  
以下の世帯

※**特定同一世帯所属者**とは、後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者の資格を喪失した者で、継続  
して同一の世帯に属する者をいいます。



## 16. 所得等の控除額の一覧表

区 分	所 得 税 平成27年分	住 民 税 平成28年度
控除の種類		
基礎控除額	380,000 円	330,000 円
配 偶 者 控 除 額	(下記以外) 老人配偶者 (70 才以上) 380,000 円 480,000 円	330,000 円 380,000 円
配偶者特別 控 除 額	配偶者の所得金額により減額控除 最 高 控対配に当たらないとき 38 万円 < 配所得 < 40 万円 380,000 円 40 万円 ≤ 配所得 < 45 万円 360,000 円 45 万円 ≤ 配所得 < 75 万円 38 万円 - (配所得 - 38 万円) * ( ) 内 5 万円単位きざみ端数切捨 75 万円 ≤ 配所得 < 76 万円 30,000 円	控除最高額 330,000 円 配所得 < 45 万円 330,000 円 45 万円 ≤ 配所得 < 75 万円 36 万円 - (配所得 - 40 万円) ( ) 内 5 万円単位きざみ端数切捨 75 万円 ≤ 配所得 < 76 万円 30,000 円
	※平成16年分から配偶者特別控除の上乗せ部分がなくなり、配偶者控除と重複しての控除はできません。	平成17年度から 同 左
扶 養 控 除 額	年少扶養者(16才未満) 0 円 一般扶養親族(16才以上19歳未満及び 23以上70才未満)一人につき 380,000 円 19 才以上～22 才以下の扶養親族 630,000 円 老人扶養親族(70 才以上) 480,000 円 同居老親等 580,000 円	0 円 330,000 円 450,000 円 380,000 円 450,000 円
	平成23年分より年少扶養者(16才未満)の控除額が廃止となりました。 また、16才から19歳未満が特定扶養控除の上乗せ部分がなくなり、一般扶養者となりました。	平成24年度から 同 左
雑 損 控 除 額	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝Aの 金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い 方の金額 ①の金額－(所得金額の合計額×10%) ②Aの金額のうち災害関連支出額－ 5 万円	同 左
医療費控除額	(医療費総額－保険金などで補てんされる金額)－(10 万円 又は総所得金額の 5%とのいずれか低い方の金額) 最高限度額 200 万円	同 左
社会保険料 控 除 額	支払った保険料の合計額	同 左

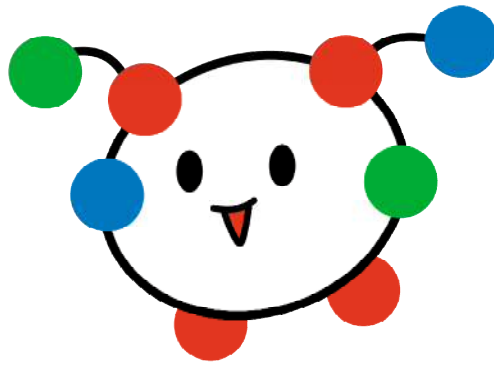
区 分	所 得 税 平成 26年分	住 民 税 平成 27年度
生命保険料  控 除 額	<p>① 新契約(H24.1.1以降に契約) 上限12万円            新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料 (限度額 各4万円)            20,000円以下・・・支払い保険料の全額            20,000円超～40,000円以下 …… 支払い保険料×1/2+10,000円            40,000円超～80,000円以下 …… 支払い保険料×1/4+20,000円            80,000円超 …… 一律 40,000円</p> <p>② 旧契約(H23.12.31以前に契約) 上限10万円            旧生命保険料・旧個人年金保険料 (限度額 各5万円)            25,000円以下・・・支払い保険料の全額            25,000円超～50,000円以下 …… 支払い保険料×1/2+12,500円            50,000円超～100,000円以下 …… 支払い保険料×1/4+25,000円            100,000円超 …… 一律 50,000円</p> <p>③ ①新契約と②旧契約の双方に加入し、生命保険料控除を適用する場合            ①に基づき算定した新契約の控除額と、②に基づき算定した旧契約の控除額との合計額(最高、各4万円 上限12万円)</p>	<p>①新契約 上限7万円            新生命保険料・新個人年金保険料            介護医療保険料(限度額各 28,000円)            12,000円以下            支払い保険料の全額            12,000円超～32,000円以下            支払保険料×1/2+6,000円            32,000円超～56,000円以下            支払保険料×1/4+14,000円            56,000円超            一律 28,000円</p> <p>②旧契約 上限7万円            新生命保険料・新個人年金保険料            (限度額各 35,000円)            15,000円以下            支払い保険料の全額            15,000円超～40,000円以下            支払保険料×1/2+7,500円            40,000円超～70,000円以下            支払保険料×1/4+17,500円            70,000円超            一律 35,000円</p> <p>③新・旧契約双方の場合            新契約の控除額と、旧契約の控除額との合計額(各 28,000円 全体の上限7万円)</p>
小規模企業共済 等掛金控除額	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額	同 左
地震保険料  控 除 額	損害保険契約等に係る 地震保険料の金額の 合計額 (最高5万円) + 長期損害保険契約等に係る 旧長期損害保険料の金額の 支払額 (支払額の金額が 10,000円を超 える場合は支払額×1/2+5,000円) (最高 15,000円) (最高限度額 5万円)	地震保険料 支払った地震保険料の 1/2 限度額 25,000円(A) 支払った旧長期損害保険料 限度額 10,000円(B) 5,000円以下 支払額全額 5,000円超～15,000円以下 支払額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円  最高限度額 25,000円(A+B)
障 害 者 控 除 額	障害者一人につき 270,000円 特別障害者一人につき 400,000円 同居扶養親族の 特別障害者加算額一人につき 350,000円	260,000円 300,000円  230,000円
寡婦・夫控除額 勤労学生控除額	270,000円  特定の寡婦(総所得 500万円以下で扶養の子有) 350,000円	260,000円  300,000円

### 給与所得控除後の給与金額の計算表

収入の範囲	給与所得の金額
円	
給与収入金額=A * { } 内は少数点以下切り捨て	
A < 651,000	0
651,000 ≤ A < 1,619,000	A - 650,000
1,619,000 ≤ A < 1,620,000	969,000
1,620,000 ≤ A < 1,622,000	970,000
1,622,000 ≤ A < 1,624,000	972,000
1,624,000 ≤ A < 1,628,000	974,000
1,628,000 ≤ A < 1,800,000 [1,628,000 + { (A - 1,628,000) / 4,000 } × 4,000] × 60%	
1,800,000 ≤ A < 3,600,000 [1,800,000 + { (A - 1,800,000) / 4,000 } × 4,000] × 70% - 180,000	
3,600,000 ≤ A < 6,600,000 [3,600,000 + { (A - 3,600,000) / 4,000 } × 4,000] × 80% - 540,000	
6,600,000 ≤ A < 10,000,000	A × 90% - 1,200,000
10,000,000 ≤ A	A × 95% - 1,700,000

### 公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
1月1日で 65歳未満の方	[公的年金等の収入金額の合計額が700,000円 までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	700,001円 から 1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円 から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
1月1日で 65歳以上の方	[公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円 までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	1,200,001円 から 3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円 から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円



## 南砺市

さきがけて 緑の里から 世界へ

---

### 市税の概要 平成28年度版

平成28年9月発行

発行者 南砺市市民協働部 税務課

〒939-1596 南砺市苗島4880

TEL 0763-23-2005

FAX 0763-22-1144

---